

平成28年5月

ほごしや みなさま
保護者の皆様へ
せいと
生徒のみなさんへ

いばらきしりつきたちゅうがっこう
茨木市立北中学校
こうちょう たかもといちらう
校長 高元伊智郎

じしん はっせいおよ きょう けいほう はつい ぱあい きんきゅうそち 地震の発生及び気象の警報が発令された場合の緊急措置について

ひょうき けん いばらきしきょういくいいんかい ようこう じしん はっせい じ たいふう
標記の件について、茨木市教育委員会の要綱により、地震の発生時や台風による
けいほうはつい じとう たいおう かき きてい
警報発令時等の対応について、下記のように規定されております。
つきましては、各ご家庭でよく見える位置に掲示して頂くか、確実に保存をして下
さるようにお願い致します。

じしんはっせいじ そち 地震発生時の措置

だいじしん しんど じやくいじょう はっせい 大地震（震度5弱以上）が発生	
1	しげようまえ ぱあい 始業前の場合
	りんじきゅうこう 臨時休校
	じゅぎょううちゅうし 授業中止 じょうきょう がっこうたいき また しゅうだんげこう そち (状況により学校待機、又は集団下校の措置をとる)
	ぶかつどうとうちゅうし 部活動等中止 じょうきょう がっこうたいき また しゅうだんげこう そち (状況により学校待機、又は集団下校の措置をとる)
2	しんど じやくみまん じしん はっせい ぱあい 震度5弱未満の地震が発生の場合
	がっこうしせつ ひがいじょうきょう つうがくろ あんぜんじょうきょう りんじきゅうこう そち 学校施設の被害状況、通学路の安全状況により、臨時休校の措置をと るかどうか判断するので、臨時休校の連絡がない限り登校する。

※大地震発生時の臨時休校の期間は、被害状況により異なるので学校からの連絡による。

けいほうはつれいじそち 警報発令時の措置

きたおおさかちいき ほうふうけいほう はつれい ばあい かきそち
北大阪地域に「暴風警報」が発令された場合のみ、下記の措置をとります。
(なお「大雨」「大雨・洪水」の警報が発令された時は通常通り登校)

1	午前7時の時点での警報発令の場合	じたくたいき 自宅待機
2	午前9時までに警報解除の場合	かいじよじてんとうこう 解除された時点での登校
3	午前9時に警報が解除されていない場合	りんじきゅうこう 臨時休校

※ <とくべつけいほう> ぼうふうけいほう おなそち
《特別警報》においても、「暴風警報」と同じ措置をとらせていただきます。

じょうきそち きたちゅう けいほうはつれいじたいおう かくにん
※上記の措置は、北中ホームページの「警報発令時の対応」でも確認できます。

ごぜんじじてんぼうふうけいほうはつれい ばあいとうじつ きゅうしょくていきょう
※午前7時の時点で暴風警報が発令されている場合は、当日の給食提供はなしと
なります。(キャンセルは必要ありません。)また、午前9時までに警報が
かいじよきゅうしょくていきょう かくかていたいおうねが
解除されても給食提供はありませんので、各ご家庭での対応をお願いします。

とうこうご ぼうふうけいほうはつれい ばあい げんそく じじてん げこう
※登校後に「暴風警報」が発令された場合は、原則としてその時点で下校となります。
きんきゅうじそち ばあい じっこういいんかい ちくいいんかい がつきゅういいんかい みなさまがた
緊急時の措置の場合には、PTA実行委員会、地区委員会、学級委員会の皆様方の
きょうりょくねが ばあい やえめいわく
ご協力をお願いする場合もあります。止むを得ずご迷惑をおかけすることもありますが、
りかいただねがもうあ
ご理解頂ますようよろしくお願ひ申し上げます。